

1 一般資金 通常の事業運営に資金が必要な方を幅広く支援します

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
1 経営安定資金 運転資金も設備資金もOK 一般的な事業資金	<input type="checkbox"/> 資金使途 長期事業資金	年1.8% 信用保証なしの場合年2.0%	4,000	6,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.5% 有担保:年0.35~1.4% (県保証料補給率:年0.0~0.4%)	金融機関又は 県信用保証協会所定方法
2 小規模企業資金 小規模企業者の方を支援	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者 小規模企業者 ・従業員数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の方(ただし、NPO法人を対象としない) ・宿泊業及び娯楽業は従業員数が20人以下の方(ただし、NPO法人を対象としない) ・医療を主たる事業とする法人で常時使用する従業員数が20人以下の方 等	年0.8%	NEW 2,000 ※信用保証協会の保証付の融資残高の合計が2,000万円以内となる新規融資額	NEW 2,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	年0.5~1.1% (県保証料補給率:年0.0~1.1%)	無担保
3 季節資金 (夏季・年末) 運転資金のみの短期事業資金	<input type="checkbox"/> 資金使途 <取扱期間> ・夏季 6月1日~10月31日 ・年末 11月1日~3月31日 (それぞれ末日までに融資実行)	年1.5% 信用保証なしの場合年1.7%	1,000 ※組合 3,000万円	—	6ヶ月以内	—	必要により	無担保:年0.45~1.5% 有担保:年0.35~1.4% (県保証料補給率:年0.0~0.4%)	金融機関又は 県信用保証協会所定方法
4 売掛債権担保活用資金 売掛債権を担保に短期事業資金	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者 事業者に対する売掛債権を保有している方	年1.5%	5,000	5,000	6ヶ月以内		すべて必要	年0.68%	売掛債権

2 元気企業育成資金 新たな事業展開等を行う”元気企業”を支援します

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
5 生産性向上対策資金 NEW IoT等の設備導入を支援	<input type="checkbox"/> 資金使途 ・IoT等により生産性向上を図る設備導入	金融機関 所定利率 ※(注1)	—	20,000	—	15年以内 (1年以内)			金融機関又は 県信用保証協会所定方法
6 人づくり対策資金 NEW 賃上げ等働き方改革に取り組む事業者の方を支援	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者 ・賃上げに取り組み、「所得拡大促進税制」の適用を受けた方	年0.8%	2,000	2,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)			
7 産業活性化・ 海外市場開拓支援資金 指定の産業の積極的な活性化、 又は経営資源を活用した新たな 事業展開等を支援	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者 (いずれかに該当する方) ・「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」における補助金の交付を受けた方 NEW ・地場産業(食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物及びプラスチック)の製造業を営む方 ・健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を営む方 ・中小企業等経営強化法(経営革新)の承認又は中小企業等経営強化法(経営力向上)の認定を受けた事業を営む方 ・公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた方(評価後5年以内に限る) ・経済連携協定に基づく関税上の特恵待遇を輸入国で受けるために必要な「特定原産地証明書」又は「特定原産品申告書」の作成又は取得を必要とする方 ・経済連携協定により海外への輸出拡大を図る方 <input type="checkbox"/> 資金使途 ※県外進出に係る設備資金も含む ・「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」に係る補助事業を実施するために必要な資金 NEW ・新商品開発及びデザインの研究開発・製品化、販路拡大、人材育成、後継者育成、生産の増強、事業拡大 ・新分野進出、国際的事業展開 ・中小企業等経営強化法(経営革新)の承認又は中小企業等経営強化法(経営力向上)の認定を受けた事業 ・「特定原産地証明書」又は「特定原産品申告書」の作成又は取得するための外部専門家等に要する経費 ・経済連携協定により海外へ輸出拡大を行う事業に係る施設設備の整備 ・公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業に関する資金	年1.4% 償還期間が10年を超える場合 年1.8%	4,000	10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.0% 有担保:年0.35~0.9% (県保証料補給率:年0.0~0.9%)	原則無担保
8 成長産業強化支援資金 成長分野の設備導入を支援	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者 (いずれかに該当する方) ・岐阜県成長・雇用戦略における成長分野(航空宇宙、医療福祉機器、食料品、医薬品、新エネルギー)の製造業を営む方 ・県内の観光施設の新増改築に取り組む方 <input type="checkbox"/> 資金使途 ・成長分野に係る施設設備の整備 ・県内観光施設の新増改築 ※上記それぞれの施設設備にかかる運転資金は、設備リース料、テナント料(いずれも新規1年分)に限る。	年1.2% 償還期間が10年を超える場合 年1.6%	4,000	10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)			
9 地域未来投資支援資金 地域経済を牽引する事業者を支援	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者 (いずれかに該当する方) ※県内外を問わず1年以上の事業歴があれば対象 ・中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた方 NEW ・県内の観光施設の新増改築に取り組む方 ・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた方 ・岐阜県企業誘致戦略の各クラスターエリア内で指定された業種を営む方 <input type="checkbox"/> 資金使途 ・中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた事業のために必要な事業資金 NEW ・県内観光施設の新増改築 ・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業のために必要な事業資金 ・岐阜県企業誘致戦略に基づく各クラスターエリア内で対象となる業種の施設設備の整備。	NEW 年1.2% 償還期間が10年を超える場合 年1.6%	—	56,000	—	15年以内 (2年以内)			金融機関又は 県信用保証協会所定方法
10 創業支援資金 新規開業される方や、県内事業歴1年未満の方、 新規開業から1年以上5年未満の方を支援	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者 ・新規開業者 ・県内での事業歴が1年未満の方 ・県内での事業歴が1年以上であり、かつ、信用保証の既存保証残高が2,000万円以内である中小企業者等であって、以下のいずれかに該当する方(創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」の対象者)の事業資金 ・事業を営んでいない個人が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと ・事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、設立の日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと	NEW 年1.2% 償還期間が10年を超える場合 年1.6%	4,000	10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.00% 有担保:年0.00% (県保証料補給率:年0.35~1.9%)	原則無担保
			NEW 2,000	NEW 2,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	県が全額を負担 ※信用保証協会の保証付の融資残高の合計が2,000万円以内となる新規融資額	